

# 一時預かり保育利用助成事業

町では、保護者の皆さんの子育てをサポートするために、就学前の乳幼児が保育施設等の『一時預かり保育（※）』を利用した場合に、費用負担の一部を助成しています。

※ 醸芳幼稚園で実施している臨時預かり保育を除く、民間等で実施している一時預かり保育を言います。

## 1 対象者

桑折町内に住民登録をしている就学前の乳幼児の保護者

## 2 対象経費

民間等の一時預かり保育施設等を利用した場合の保護者負担額（保育利用料金）

※入会金や年会費、食事・おやつ代、交通費等は対象外

※他の制度で助成を受けた場合は、実際に保護者が負担した費用のみが対象

## 3 助成額

対象経費の1/2（月額10,000円を上限とし、100円未満は切り捨て）

## 4 助成金の請求方法

○提出書類 ・桑折町一時預かり保育利用助成申請書  
・領収書（利用内容がわかるもの）

○提出先 健康福祉課子育て支援係

○提出期限 利用月から1年

※1年経過した場合は、申請できなくなりますのでご注意ください。  
（利用月の翌月末までの申請をお願いします。）

※桑折町一時預かり保育利用助成申請書は、健康福祉課、醸芳保育所、醸芳幼稚園にあります。また、町のホームページからもダウンロードできます。

（ [子育て・教育](#) → [子育て](#) → [支援事業](#) → [助成制度等](#) ）

### ◎問い合わせ及び申請書提出先

〒969-1692 桑折町大字谷地字道下 22-7  
健康福祉課 子育て支援係 ☎582-1133